

事務連絡
平成24年2月23日

環境省 地域主権改革担当 御中

内閣府地域主権戦略室

作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る考え方について（照会）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

1月11日付事務連絡で照会させていただきました標記「作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ案」について」に係る貴省からのご回答及び2月9日の「アクション・プラン」推進委員会における議論を踏まえ、当室で検討を行い、いただいた回答に関する当室の見解を作成しました。

つきましては、別添についての御見解を伺わせていただきたく、平成24年3月2日（金）17時までにご回答ください（様式任意）。

ご回答に当たっては、個別法律単位で包括的に記載の上、条項レベルで補足すべき点があれば適宜補足していただくとともに、必要に応じ、各制度を簡潔に説明した資料等議論を進めていく上で必要な基礎的な資料を添付いただくようお願いします。

また、いただいたご回答については、「アクション・プラン」推進委員会のメンバーを始めとする関係者間で共有させていただき、今後の地域主権推進担当政務、各省政務による政務折衝や両者に地方側代表を加えた協議等に活用させていただきますので、その旨あらかじめご承知おきください。

作用法に基づく事務・権限について(地方環境事務所関連)

- 今回検討いただいた事務・権限は、地域における事務として、地方環境事務所に委任した上で、同一組織内の上級庁・下級庁の関係を前提とした指揮監督を通じて大臣の責任を全うしようとしていたものと理解。
- 今回の取組は、国と地方は対等の関係であることを前提に、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねていこうとするものであるが、事務・権限の移譲の検討を進める中で、移譲後もなお残る大臣の責任を果たしていくための工夫(不都合の解決)に知恵を絞る必要があるので、今後とも御協力願いたい(別紙1参照)。

1. (様式 3 関連)「移譲の例外」とすべきとの回答のあったものについて

- 川端大臣は、2 月 9 日の「アクション・プラン」推進委員会において、「移譲の例外はできるだけ少なくしたい」と述べている。
- 環境省から「移譲の例外」とすべきとの回答のあった事務・権限については、国際的な機関の定義、平成 10 年の地方分権推進計画における区分、国際条約との関連など、理由が比較的客観的に示されているのではないかと考えるが、これらの理由を理解するための基礎的な参考資料を提示していただきたい。
- また、これらの事務も地域における事務であり、移譲できるかどうか更に検討を深める必要がある。法定受託事務に区分した上で、必要な国の関与(例えば、同意を要する協議など強い関与)や大臣の並行権限を付加し、情報共有と相互協力を徹底することなどにより、移譲による不都合が解決できないか、再度検討いただきたい。
- また、仮に、これらの事務を移譲の例外とするとしても、地方側の理解を十分に得ることが必要。
- 自然公園法(国立公園の管理等)については、「地方の考え方を反映させる方策」として「協働型の管理」の在り方を検討することとしている。移譲の例外とすることについて地方側の理解を得るための手段となりうると考えるが、この「協働型管理」の考え方について、具体的にお示しいただきたい。(自然環境保全法、鳥獣保護法、種の保存法、などに定める事務についても、地方自治体と連携するような方策を検討するとされており、こちらについても具体的にお示しいただきたい。)
- 土壤汚染対策法の事務については、広域的実施体制の区域を越えて業務を行う指定調査機関に関する事務は広域的実施体制に移譲できないとの回答であるが、広域的実施体制が「区域外権限行使」を行うことが法制的・制度的に可能であるとの結論が得られた場合には、移譲対象とすべきと考えているが、当該結論が得られた時点で回答を求めることとします。

(参考)「移譲の例外」として回答のあったもの

- ①国際的な機関の定義、平成 10 年の地方分権推進計画における区分などを理由とするもの
・自然公園法(国立公園の管理等)
・自然環境保全法(原生自然環境保全地域の管理等)

- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(国指定鳥獣保護区の管理等)
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(希少種の保護、生息地等保護区の管理等)

②国際条約との関連を理由とするもの

- ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制法(特定有害廃棄物の輸出入規制等)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(産業廃棄物等の輸出入規制等)

③広域的実施体制の区域の制約を理由とするもの

- ・土壤汚染対策法(指定調査機関に関する事務)

2. (様式2関連)「条件付き移譲」と回答のあった事務・権限について

- 環境省から「条件付き移譲」として回答のあったものは、概ね内閣府が示した「当てはめ案」に沿ったもの。

環境省からは、移譲の条件として、広域的実施体制の詳細設計、人員移管や共管する事務・権限の扱いなどが示されており、こうした点については内閣府としても引き続き検討を進めながら、必要な協議を行っていきたいので、よろしくお願ひしたい。

(参考)環境省から示された条件

(1)内閣府が示す予定の広域的実施体制の枠組みの詳細設計等が未だ提示されておらず、また、人員移管に関する検討が進んでいない現状では、十分な検討ができない。環境省としては、以下の対応が必要と考えている:

- ・権限と責任のある長を置き、迅速かつ責任ある意思決定を可能にする
- ・移譲する事務に関する構成府県の事務を持ち寄り、広域的な環境行政の効果的、効率的な発展を目指す
- ・移管される職員の専門性を活かしたキャリアパスを確保するとともに、環境保全に知見のある職員の採用・育成を図る

(2)他省の出先機関と共に管する事務・権限については他省と一体的に移譲することが必要。

(3)国との情報共有が密接に行われ、連携して法令を執行できる仕組み(国の並行権限行使、国への事後報告等)とすべきである(様式2の意見参照)。

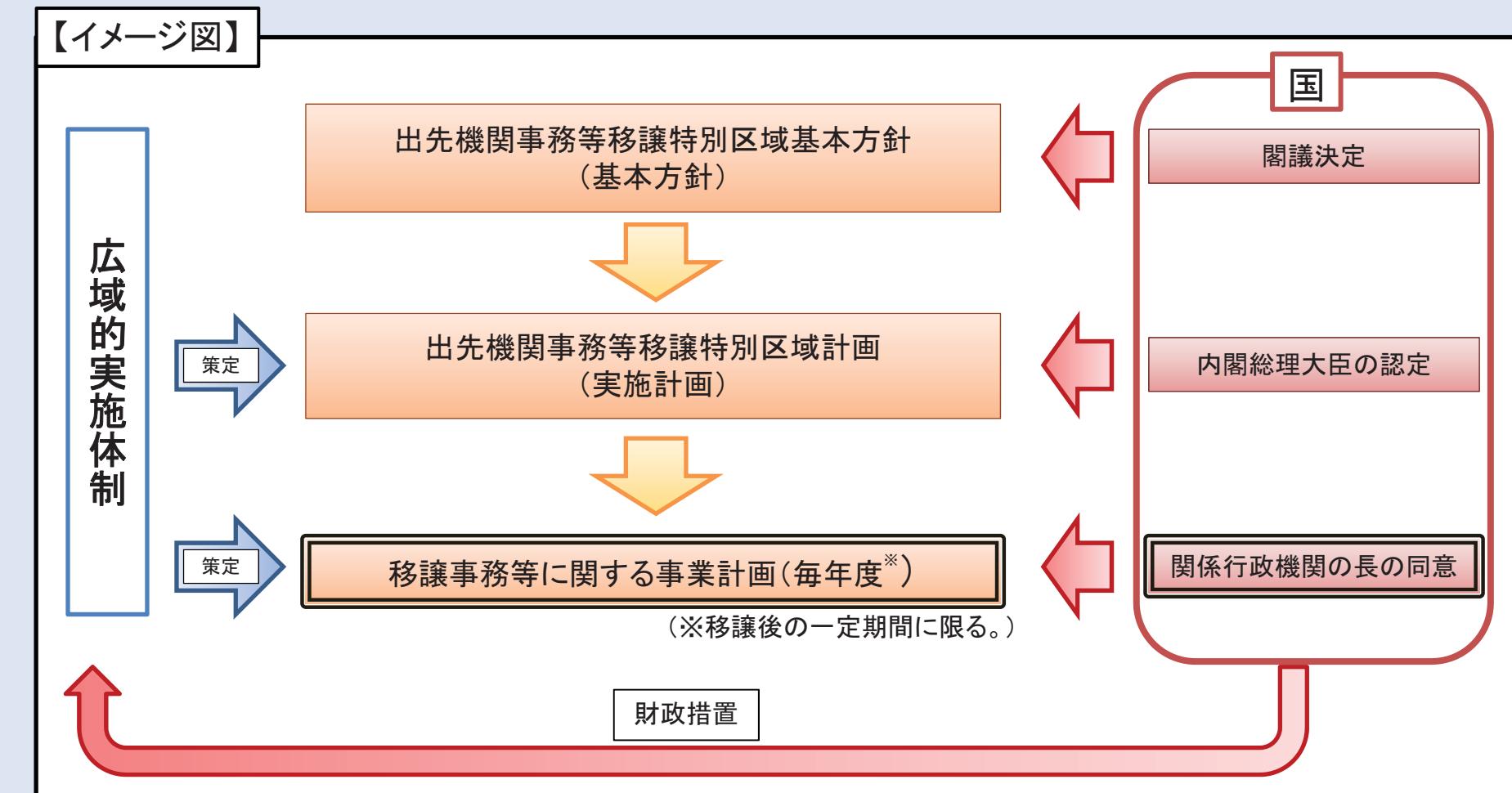
以上の条件が満たされれば、移譲対象として検討する。

「国の権限・責任を確保するための新たな措置」 として講ずべき事項

- ① 大臣同意を要する事業計画の策定
- ② 法定受託事務の暫定的な拡大
- ③ 並行権限行使の活用

① 一定期間、移譲事務に関する毎年度の事業計画の策定と所管大臣の同意を要する仕組み

- ・財源措置と組み合わせることにより、移譲事務の確実な執行を確保。
- ・国として移譲事務の執行状況をチェックすることが可能。



② 法定受託事務の暫定的な拡大

- 自治事務と法定受託事務を区分する現行のメルクマールによることとするが、自治事務とした場合に不都合が生じると認められるものについては、他の地域においては依然として国が処理する事務であることを踏まえ、暫定的に法定受託事務とする。

- ・処理基準として、通知で法令の解釈や許認可の基準、調査の様式など運用に係る幅広い事項を定めることができる。
- ・処理基準と異なる事務処理がなされた場合は、各大臣は是正の指示（法的拘束力有り）を行うことができる。
- ・許可、認可、承認、指示（法的拘束力有り）といった幅広い国の関与が可能。
- ・一定の要件に該当する場合には、代執行も可能。

【参考1】法定受託事務は、自治事務に比べ、是正の指示、代執行等の国の強い権限が認められている。

○ 法定受託事務の場合

■ 自治法上の関与の基本類型

- ・助言・勧告（法245の4）
- ・資料の提出の要求（法245の4）
- ・指示（是正の指示（法245の7））
- ・代執行（法245の8）

} 自治事務と同じ。

○ その他個別法に基づく関与が認められる。

- ・協議、同意、許可・認可・承認、指示

法定が必要

- ・その他の関与

できるだけ設けない（法245の3②）。

○ 事務処理に当たり、基準を設けることが可能（法245条の3②）

○ 自治事務の場合

■ 自治法上の関与の基本類型

- ・助言・勧告（法245の4）
- ・資料の提出の要求（法245の4）
- ・是正の要求（法245の5）

○ その他個別法に基づく関与が認められる。

- ・協議、同意、許可・認可・承認、指示

一定の場合に限定（法定が必要）

- ・代執行及びその他の関与

できるだけ設けない（法245の3②）。

【参考2】法定受託事務には、包括的指揮監督権に匹敵する広範な関与の類型が認められている。

(地方自治法 § 245の4~8)

- ・助言・勧告
- ・資料の提出の要求
- ・協議、同意、許可・認可・承認
- ・指示
- ・是正の指示
- ・代執行

cf. 包括的指揮監督権

※代執行以外は、手段方法について法令の規定不要

- ・執行状況調査権
- ・認可権
- ・訓令権
- ・取消停止権
- ・代執行 等

③ 並行権限行使の活用

- 「並行権限の行使」とは、国の行政機関が、地方公共団体が処理している事務と同一の事務を、法令の定めるところにより、自らの権限に属する事務として処理するものであるが、この並行権限行使を適宜活用するものとする。

- 
- ・国の立場から独自に行使すべき権限を、国の行政機関に留保。
 - ・国が当該権限を行使することにより、行政目的の達成、適法性の確保が可能。

∞

【参考】

* 「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)では、
「自治事務として地方公共団体が処理する事項に関し、その性質上特に必要があるものについて、
国民の利益を保護する緊急の必要がある場合」には、法律の定めるところにより、大臣は並行権限
を行使できるとされている。

また、参議院においても、
「自治事務に関する國の直接執行についても、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、
国民の利益を保護する緊急の必要があり、かつ、國がこれを行うことが不可欠である場合など、限
定的・抑制的にこれを発動すること」とされている。

(平成11年7月8日 参議院「行財政改革・税制等に関する特別委員会」附帯決議)